

令和 8 年 第 3 回国東市議会定例会 提出議案

報告 第 11 号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	P 1
報告 第 12 号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	P 3
報告 第 13 号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の算定について	P 5
報告 第 14 号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の算定について	P 6
報告 第 15 号	債権放棄の報告について	P 7
認定 第 1 号	令和 7 年度国東市一般会計歳入歳出決算の認定について	P 9
認定 第 2 号	令和 7 年度国東市立国東自動車学校特別会計歳入歳出決算の認定について	P 10
認定 第 3 号	令和 7 年度国東市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 11
認定 第 4 号	令和 7 年度国東市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 12
認定 第 5 号	令和 7 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 13
認定 第 6 号	令和 7 年度国東市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 14
認定 第 7 号	令和 7 年度国東市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 15
認定 第 8 号	令和 7 年度国東市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 16
認定 第 9 号	令和 7 年度国東市民病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 17
議案 第 56 号	令和 8 年度国東市一般会計補正予算（第 2 号）	P 18
議案 第 57 号	令和 8 年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算（第 1 号）	P 19
議案 第 58 号	令和 8 年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	P 20

議案 第 59 号	令和 8 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算（保険事業勘定第 1 号）	P 2 1
議案 第 60 号	令和 8 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	P 2 2
議案 第 61 号	令和 8 年度国東市水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	P 2 3
議案 第 62 号	令和 8 年度国東市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	P 2 4
議案 第 63 号	令和 8 年度国東市工業用水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	P 2 5
議案 第 64 号	令和 8 年度国東市民病院事業特別会計補正予算（第 1 号）	P 2 6
議案 第 65 号	国東市立幼稚園設置条例の一部改正について	P 2 7
議案 第 66 号	国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	P 2 8
議案 第 67 号	国東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	P 3 4
議案 第 68 号	国東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	P 3 7
議案 第 69 号	国東市行政不服審査会条例の廃止について	P 3 8
議案 第 70 号	行政不服審査会の事務の委託について	P 4 0
諮問 第 5 号	人権擁護委員の推薦について	P 4 2

報告 5 件
 認定 9 件
 議案 1 5 件
 諮問 1 件
 計 3 0 件

報告第 11 号

専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例(平成 20 年国東市条例第 22 号)第 1 号及び第 2 号の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 8 年 7 月 22 日

国東市長 松 井 督 治

記

1. 事故の内容

令和 8 年 7 月 4 日、午後 6 時頃、国東市安岐町下原 384 番地 19 先、市道裏山大海田線を走行していた車両が、大雨により冠水した道路の陥没部分で左後輪タイヤの側面を損傷し、パンクしたもの。

2. 損害賠償の額 54,010 円

3. 和解の内容

- （1）国東市は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、54,010 円を支払う。
- （2）本件示談のほか、国東市と相手方の間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

報告第 12 号

専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例(平成 20 年国東市条例第 22 号)第 1 号及び第 2 号の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 8 年 8 月 17 日

国東市長 松 井 督 治

記

1. 事故の内容

令和 8 年 7 月 11 日、午後 1 時 30 分頃、黒津崎海岸お祭り広場横の場内道路脇市有地において、立木から枝が落下し、駐車していた相手方の車両を破損させた。

2. 損害賠償の額 358,448 円

3. 和解の内容

- （1）国東市は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、358,448 円を支払う。
- （2）本件示談のほか、国東市と相手方の間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

報告第 13 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の
算定について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の意見をつけて、次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	4. 2	—
(1 2. 9 9)	(1 7. 9 9)	(2 5. 0)	(3 5 0. 0)
[△ 6. 1 9]	[△ 1 6. 4 4]		[△ 8 1. 3]

(備考)

- 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率がないため「—」としている。
- 2 括弧書き内は、同法に基づく早期健全化基準。
- 3 そで括弧書き内の実質赤字比率、連結実質赤字比率は、実質黒字額による比率のため、負の値で表示している。また、将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回るため、負の値で表示している。

報告第 14 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の
算定について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年度決算に基づく下記特別会計毎の資金不足比率について、監査委員の意見をつけて、次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

令和 7 年度決算に基づく資金不足比率

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	備考
水道事業特別会計	— 〔△ 5 6 . 6〕	1 各特別会計ともに資金不足比率はない。 2 同法に基づく経営健全化基準は各特別会計毎に 2 0 . 0 %。 3 そで括弧書き内は、資金剰余額による比率であり、負の値で表示している。
工業用水道事業特別会計	— 〔△ 3 6 0 . 3〕	
市民病院事業特別会計	— 〔△ 2 2 . 0〕	
下水道事業特別会計	— 〔△ 5 3 . 9〕	

報告第 15 号

債権放棄の報告について

国東市債権管理条例（平成 25 年国東市条例第 1 号）第 20 条第 1 項の規定により、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

令和7年度 国東市債権管理条例第20条第1項に伴う債権放棄報告書

債権所管課		債権名	放 棄 理 由												合 計	
			第20条第1号		第20条第2号		第20条第3号		第20条第4号		第20条第5号		第20条第6号			
			「消滅時効完成」		「限定承認」		「破産免責等」		「強制執行等」		「徴収停止」		「生活困窮状態」			
			件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)	件数	放棄額 (円)
1	市民病院	医療費（入院費・診療費）	9	435,819											9	435,819
2	建設課	市営住宅使用料	2	219,140											2	219,140
合 計			11	654,959											11	654,959

認定第 1 号

令和 7 年度国東市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度国東市一般会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

認定第 2 号

令和 7 年度国東市立国東自動車学校特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度国東市立国東自動車学校特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

認定第 3 号

令和 7 年度国東市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度国東市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

認定第 4 号

令和 7 年度国東市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度国東市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

認定第 5 号

令和 7 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

認定第 6 号

令和 7 年度国東市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度国東市水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

認定第 7 号

令和 7 年度国東市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度国東市下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

認定第 8 号

令和 7 年度国東市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度国東市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

認定第 9 号

令和 7 年度国東市民病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度国東市民病院事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 56 号

令和 8 年度国東市一般会計補正予算(第 2 号)

令和 8 年度国東市一般会計補正予算(第 2 号)を別紙のとおり定める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 57 号

令和 8 年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算(第 1 号)

令和 8 年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 58 号

令和 8 年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 8 年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 59 号

令和 8 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第 1 号)

令和 8 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 60 号

令和 8 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 8 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 61 号

令和 8 年度国東市水道事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 8 年度国東市水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 62 号

令和 8 年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 8 年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 63 号

令和 8 年度国東市工業用水道事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 8 年度国東市工業用水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 64 号

令和 8 年度国東市民病院事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 8 年度国東市民病院事業特別会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 65 号

国東市立幼稚園設置条例の一部改正について

国東市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

国東市立幼稚園設置条例（平成 18 年国東市条例第 104 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「別表」を「次」に改め、同条に次の表を加える。

名称	位置
安岐中央幼稚園	国東市安岐町中園 210 番地 1

別表を削る。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 安岐幼稚園の廃園にあたり、本条例の一部を改正する必要があるため提出する。

議案第 66 号

国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年国東市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号を次のように改める。

(6) 満 3 歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業(同項第 3 号に掲げる事業を除く。)をいう。

第 2 条第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(6) の 2 満 3 歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業(同項第 3 号に掲げる事業に限る。)をいう。

第 2 条第 11 号の次に次の 3 号を加える。

(11) の 2 教育認定子ども 法第 27 条第 1 項に規定する教育認定子どもをいう。

(11) の 3 満 3 歳以上保育認定子ども 法第 27 条第 1 項に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。

(11) の 4 保育認定子ども 法第 29 条第 2 項に規定する保育認定子どもをいう。

第 6 条第 2 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「同条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども又は満 3 歳未満保育認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。)」に改め、同条第 4 項中「選考方法」の次に「又は前項に規定する選考の方法」を加える。

第 7 条第 2 項中「法第 19 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当

する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第9条第1項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第12条の見出し中「教育」を「特定教育」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改め、同号イ(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第20条第7号中「第6条第2項及び第3項」を「第6条第2項」に改め、「選考方法」の次に「及び同条第3項に規定する選考の方法」を加える。

第22条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第25条中「各号」の次に「(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」を加える。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・

保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子ども」に、「同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満 3 歳以上保育認定子ども」とあるのは「満 3 歳以上保育認定子ども」に改める。

第 37 条第 1 項中「第 33 条」を「第 27 条」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者(満 3 歳以上限定小規模保育事業者(満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。))を除く。))は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満 1 歳に満たない小学校就学前子どもと満 1 歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満 3 歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第 43 条第 3 項に規定する労働者等監護満 3 歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第 37 条に次の 1 項を加える。

3 特定地域型保育事業者(満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。))は、満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第 39 条第 2 項中「特定地域型保育事業者」の次に「(満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。))」を、「以下この節」の次に「(第 43 条第 1 項を除く。))」を加え、同条第 4 項中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前項の特定地域型保育事業者」を「前 2 項の特定地域型保育事業者」に、「前項の選考方法」を「前 2 項に規定する選考の方法」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 特定地域型保育事業者(満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。))は、利用の申込みに係る法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第 40 条第 2 項及び第 41 条中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第 42 条第 1 項第 1 号中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改

め、同項第 3 号中「当該特定地域型保育事業者」の次に「(満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。第 6 項、第 7 項、第 11 項及び第 12 項において同じ。)」を加え、「特定地域型保育の提供を」を「特定地域型保育(満 3 歳以上限定小規模保育を除く。第 6 項、第 7 項及び第 12 項において同じ。)の提供を」に改め、「その他の」の次に「法第 19 条第 3 号に掲げる」を加え、「以下この号及び」を削り、同条第 7 項各号列記以外の部分中「ものに限る。)」の次に「又は満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、「連携協力を行う者」を「連携協力を行う施設又は事業所」に改め、同条中第 11 項を第 12 項とし、第 10 項を第 11 項とし、同条第 9 項中「第 1 項第 1 号及び第 2 号」を「同項第 1 号及び第 2 号」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項の次に次の 1 項を加える。

8 特定地域型保育事業者(満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は第 1 項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第 3 号に係る連携協力を求めることを要しない。

第 43 条第 1 項中「保育給付認定保護者」の次に「(満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」を加える。

第 46 条第 7 号中「第 39 条第 2 項に規定する選考方法」を「第 39 条第 2 項及び第 3 項に規定する選考の方法」に改める。

第 47 条第 1 項及び第 2 項ただし書中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第 48 条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第 49 条第 2 項中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第 50 条中「満 3 歳未満保育認定子どもに限り、特定満 3 歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第 12 条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第 14 条の見出し中「施設型給付費」とあるのは、「地域型保育給付費」と、同条第 1 項」を「第 14 条第 1 項」に、「と読み替える」を「と、第 25 条中「各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、学校教育法第 1 条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号)」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第 51 条第 1 項中「特定地域型保育事業者」の次に「(満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)」を加え、「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 2 項中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第 1 項」を「第 52 条第 1 項」に、「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に、「総数を」を「数を」に改め、同条第 3 項中「いう。次条第 3 項」の次に「及び第 52 条第 3 項」を、「この節(」の次に「第 37 条第 3 項、第 39 条第 3 項及び」を加え、「含む。次条第 3 項」を「含む。第 52 条

第 3 項」に改め、「以下この節」の次に「(第 43 条第 1 項を除く。)」を加え、「同号又は同条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第 52 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む)」を「教育認定子ども及び満 3 歳未満保育認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもを除き、第 52 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる満 3 歳以上保育認定子どもを含む)」に改め、「に掲げる小学校就学前子ども」を削り、「同条第 3 号に掲げる小学校就学前子ども」を「法第 19 条第 3 号」に、「教育・保育給付認定」を「法第 20 条第 4 項の規定による認定」に改め、「第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「(満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」を加え、「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

第 51 条の 2 特定地域型保育事業者(満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳以上保育認定子どもの総数が、第 37 条第 3 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節(第 37 条第 2 項、第 39 条第 2 項及び第 40 条第 2 項を除き、第 50 条において準用する第 8 条から第 14 条まで(第 10 条及び第 13 条を除く。)、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第 39 条第 3 項中「第 19 条第 2 号」とあるのは「第 19 条第 1 号」と、「満 3 歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは、「法第 19 条第 2 号」と、「法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者(満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第 2 項中「法第 29

条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第 5 項中「前 4 項」とあるのは「前 3 項」とする。

第 52 条第 1 項中「特定地域型保育事業者」の次に「(満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)」を加え、「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同条第 2 項中「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に、「同条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第 1 項)」を「満 3 歳未満保育認定子ども(第 51 条第 1 項)」に、「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「(満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」を加え、「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に、「令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 67 号

国東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

国東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

国東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年国東市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「場合」の次に「若しくは同条第 10 項第 3 号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満 3 歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第 6 条第 1 項中「事項」の次に「(法第 6 条の 3 第 10 項第 3 号に掲げる事業(以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業」という。))を行う事業者(以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業者」という。))にあつては、第 1 号及び第 2 号に掲げる事項)」を加え、同項第 3 号中「当該家庭的保育事業者等」の次に「(満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。第 6 項及び第 7 項において同じ。))」を加え、同条第 7 項各号列記以外の部分中「ものに限る。))」の次に「又は満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、「連携協力を行う者」を「連携協力を行う施設又は事業所」に改める。

第 13 条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第 13 条 家庭的保育事業者等は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和 6 年法律第 69 号)第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第 18 条第 6 号中「利用定員」の次に「(満 3 歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満 3 歳以上の幼児の利用定員)」を加える。

第 27 条中「小規模保育事業 B 型」の次に「(満 3 歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を、「小規模保育事業 C 型」の次に「(満 3 歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を加える。

第 29 条第 2 項第 3 号中「第 2 号」の次に「又は第 3 号」を加え、同条第 3 項中「准看護師」の次に「(以下「看護師等」という。)」を加え、同条に次の 2 項を加える。

4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を 1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所 A 型の保育士(附則第 7 条又は第 8 条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所 A 型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第 31 条第 3 項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の 2 項を加える。

4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 B 型に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所 B 型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所 B 型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第 35 条中「法第 6 条の 3 第 10 項」を「法第 6 条の 3 第 10 項第 1 号」に改める。

第 44 条第 3 項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の 2 項を加える。

4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(附則第 7 条又は第 8 条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第 47 条第 3 項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第 48 条中「と、同条第 4 号中「次号」とあるのは「第 48 条において準用する第 28 条第 5 号」」を削る。

附則第 3 条中「家庭的保育事業者等(」の次に「満 3 歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第 6 条中「家庭的保育事業等」の次に「(満 3 歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を加える。

附則第 9 条中「法第 18 条の 18 第 1 項の登録を受けた者をいい、第 29 条第 3 項若しくは第 44 条第 3 項」を「第 29 条第 3 項若しくは第 4 項若しくは第 44 条第 3 項若しくは第 4 項」に改め、「保育士の数(」を削り、「ないとした」を「ないものとした」に、「ものをいう。)」を「保育士の数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 13 条の改正規定は、令和 8 年 12 月 25 日から施行する。

提案理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 68 号

国東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

国東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

国東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和 7 年国東市条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条の次に次の 1 条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第 13 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和 6 年法律第 69 号)第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 12 月 25 日から施行する。

提案理由 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 69 号

国東市行政不服審査会条例の廃止について

国東市行政不服審査会条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市行政不服審査会条例を廃止する条例

国東市行政不服審査会条例(平成 28 年国東市条例第 1 号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による廃止前の国東市行政不服審査会条例の規定は、この条例の施行前に国東市行政不服審査会に諮問された事件に関する調査審議が行われている間は、なおその効力を有する。

(国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 18 年国東市条例第 53 号)の一部を次のように改正する。

別表行政不服審査会委員の項を削る。

(国東市手数料条例の一部改正)

- 4 国東市手数料条例(平成 18 年国東市条例第 74 号)の一部を次のように改正する。

別表第 8 備考中「又は法第 81 条第 3 項において読み替えて準用する法第 78 条第 1 項(これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。)の規定により交付を行う国東市行政不服審査会」を削る。

(国東市手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 前項の規定による改正前の国東市手数料条例別表第 8 項の規定は、附則第 2 項に規定する事件に関する調査審議が行われている間は、なおその効力を有する。

(国東市個人情報保護法施行条例の一部改正)

- 6 国東市個人情報保護法施行条例(令和 5 年国東市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、国東市行政不服審査会条例(平成28年国東市条例第1号)第1条の規定にかかわらず」を削る。

提案理由 行政不服審査会の事務の効率化を図るため、当該事務を大分県に委託することに伴い、本条例を廃止する必要があるので提出する。

議案第 70 号

行政不服審査会の事務の委託について

行政不服審査会の事務に関し、協議により次の規約を定めて大分県に委託することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市と大分県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約

(関係地方公共団体及び委託事務の範囲)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、国東市は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 81 条第 1 項に規定する機関(以下「行政不服審査会」という。)に同法の規定によりその権限に属させられた事項の処理に係る事務を大分県に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第 2 条 大分県が前条の規定により委託された事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、大分県の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費)

第 3 条 委託事務の管理及び執行に要する経費は大分県が支弁し、その費用は国東市が負担するものとする。

2 前項の費用の負担の範囲及び方法は、国東市長と大分県知事が協議して定める。

(条例等の改廃の場合の措置)

第 4 条 大分県は、行政不服審査法第 81 条第 4 項の規定により行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定める条例その他委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちにこれを国東市に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第 5 条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、国東市長と大分県知事が協議して定める。

附 則

この規約は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 行政不服審査会の事務の効率化を図るため、当該事務を大分県に委託することとしたいので提出する。

諮問第 5 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 国東市武蔵町

氏 名 つる やま けい こ
鶴 山 恵 子

令和 8 年 9 月 2 日提出

国東市長 松 井 督 治

提案理由 令和 8 年 12 月 31 日に時枝由美委員の任期が満了するため、次期委員候補として推薦することについて議会の意見を求める。